

## ●入園申込みについて

### Q：入園申込み書類はどこでもらえますか？

A：市役所2階子ども保育課で受け取るか、市ホームページから印刷できます。次年度分は10月上旬から配布を開始し、各保育園等でも受け取ることができますが、数に限りがありますのでご了承ください。

### Q：保育園等入園の相談はどこでできますか？

A：市役所2階子ども保育課でお受けしております。市役所の開庁時間（午前8時30分から午後5時15分まで）での対応となります。お昼頃（正午から午後1時）はお待たせすることがありますので、ご了承ください。

### Q：入園申込みはどこでできますか？

A：4月申込みについては、各保育園等で受付日を設定し、第一希望の保育園等でもお申込みいただけます。受付日については、広報やちよ、保育園等利用案内、市ホームページからご確認いただけます。5月以降の受付は市役所2階子ども保育課にて行います。受付期間については希望月の前々月の11日（土日祝日の場合は翌営業日）から前月10日（土日祝日の場合はその前の営業日）となります。詳しくは保育園等利用案内の表紙をご覧ください。

### Q：入園申込み子どもを連れていく必要がありますか？

A：健康状態を確認する必要がありますので、申込みされるお子さんを必ずお連れください。お子さんを連れてこられない事情がある方は事前に子ども保育課にご相談ください。なお、育児休業の延長希望の場合にはお子さんの面談を省略することが可能です。4月申込みの方が締切日時点で出産前の場合には、出産後にお子さんの確認を行います。お子さんの確認後に結果通知の交付となります。

### Q：4月入園受付の際は、各保育園等の全クラスで募集がありますか？

A：保育園等には施設定員とクラス定員があり、進級する児童や職員の配置などにより、4月入園であっても受入れ枠のないクラスが生じる場合があります。その可能性も踏まえたうえで複数の希望園をご検討ください。

### Q：希望園はいくつまで申込みできますか？また、希望先を変更したい場合はどうしたらいいですか？

A：希望する保育園等の数に制限はありません。第9希望以降は欄外又は別紙（様式任意）に記入してください。また、希望園の変更のみであれば、お電話でも受け付けております。変更の締切日についても入園申込みと同様となります。

### Q：兄弟姉妹で同時に同じ保育園への入園を希望しているのですが。

A：きょうだいで入園申込みを行う場合には、保育園等利用申込書にご希望の条件を記入してください。「同時同園希望」と条件を絞った申込みでは、どちらかのきょうだいが入園できない場合には全員が入園できなくなりますので、「同時別園」などの条件についても検討することをお勧めします。

### Q：就労証明書を以前の様式で作成してもらったのですが。

A：以前の様式であっても入園審査は可能です。就労証明書については、作成する事業者の負担軽減を目的として現在の標準様式に改定されておりますので、作成を依頼する際には最新のものをご利用ください。

### Q：子どもが生後6か月未満ですが、保育園に入園させたいのですが。

A：生後57日以上6か月未満で保育園等の申込みをする場合には、保護者が産後休暇を取得した会社に復帰することを条件としていますので、就労証明書に産前・産後休業の取得状況を必ず記載してもらってください。また、保育園等の申込み時点で妊娠されている場合には、産前・産後休業の取得予定について記載してもらってください。

**Q：育児休業明けで入園を希望する場合は、いつまでに復職すれば入園が認められますか？**

A：入園月の15日までの復帰をお願いしています。慣らし保育の延長により16日以降の復帰となる場合は事前に子ども保育課へご連絡ください。入園月内の復帰ができない場合、入園決定は取消しとなります。

**Q：現在育児休業中ですが、復職せずに別の仕事をするを考えています。新しい仕事の就労証明書が間に合わない場合には、育児休業を取得している会社の就労証明書を提出すればよいですか？**

A：育児休業中での申し込みは復職することを前提に入園審査をします。復職をしなかった場合には再審査の対象となります。そのため、新しい仕事の就労証明書が提出できない場合には、求職活動での申し込みとなります。

**Q：求職中でも保育園の申し込みはできますか？**

A：求職中の方でも入園申込みは可能です。ただし、入園審査をする際の優先順位は低くなります。また、求職中に入園が決定した場合、利用開始から2か月以内の就労開始が継続在園の条件となります。就労が開始できない場合には退園となります。引き続き保育園等の利用を希望される場合には、再度申込みが必要となりますが、入園希望月は退園月から最低でも1か月空きます。

**Q：自営業の場合には確定申告書の写しが必要とのことですが、開業したばかりであり、まだ確定申告をしていないのですが。**

A：開業直後の場合には開業届、営業許可証あるいは請負契約書等の写しを添付してください。1か月以上の実績がある場合には請求書などの売り上げが分かるものの添付をお願いします。

**Q：八千代市外に居住していますが、八千代市の保育園を申込みできますか？**

A：市外居住の方が八千代市に申込みの場合、以下のいずれかの要件に該当する必要があります。

- ① 八千代市内に勤務先・通学先がある場合
- ② 八千代市内に祖父母の家があり、里帰り出産をする場合

上記に該当している方は、住民登録のある自治体の保育園入園担当課で手続きしてください。入園審査については八千代市民優先となるため、大幅に減点して行います。

**Q：市外の保育園を申込みことはできますか？**

A：申込みを希望する自治体毎に申込要件（在勤・在学など）がある場合がありますので、申込みの前にそれぞれの自治体に要件や締切日を確認してください。申込みが可能な場合には申込み先の自治体の締切日1週間前までに子ども保育課へ必要書類をご提出ください。

**Q：保育園等に入れなかった場合、その後も毎月申込みをしなければならないのですか？**

A：申込みを一度していただければ、当該年度中は申込みが有効となっており、毎月選考いたします。なお、申込み後に認可外保育施設の利用による加点や勤務実績による加点が新たに該当する状態となった場合には、認可外保育施設等利用証明書や就労証明書などの提出をお願いします。当該年度中に入園決定ができず、翌年度も入園を希望する場合は、別途申込みが必要となります。

**Q：選考結果は、毎月送られてくるのですか？**

A：選考は毎月行いますが、結果については、最初の入園希望月のみ通知いたします。その後は、入園が可能となった場合のみ通知いたします。保留の場合でも通知の発送をご希望の方は、ご希望月の前月10日（土日・祝日の場合はその前日）までに子ども保育課までご連絡ください。その後も発行は可能ですが、1週間ほどお時間をいただきますので、予めご了承ください。